

紀の川市空家バンク実施要綱

令和3年3月23日

(趣旨)

第1条 この要綱は、紀の川市の空家の有効活用を通して、定住促進による地域の活性化を図るために実施する空家バンクについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 本市に存する住居（附属する家屋、工作物及びこれらの敷地を含む。）であって使用されていないことが常態であるものをいう。
- (2) 所有者等 空家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空家バンク 空家の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた情報を公開するとともに、空家の利用を希望する者に対して必要な情報提供を行う制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、紀の川市空家バンク以外による空家の取引を妨げるものではない。

- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者は、空家バンクを利用することはできない。

(空家の登録申込等)

第4条 空家の登録を受けようとする所有者等は、紀の川市空家バンク登録申込書（[様式第1号](#)）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 紀の川市空家バンク登録承諾書（[様式第2号](#)）
- (2) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、紀の川市空家バンク登録台帳（[様式第3号](#)。以下「空家台帳」という。）に登録するものとする。ただし、当該空家が次の各号のいずれかに該当する場合は、空家台帳へ登録しないものとする。

- (1) 当該空家にかかる土地、家屋等の固定資産税が滞納となっているもの
- (2) 当該空家が、管理不全な状態であって、老朽化若しくは台風等の自然災害により危険な状態又は不特定者の侵入による火災、犯罪等が誘発されるおそれがある状態となっているもの

(3) 当該空家が、通常では利用できない状態にあり、撤去そのものを視野に入れなければ解決にいたらないもの

(4) その他市長が空家バンクへの登録が適当でないとしたもの

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、紀の川市空家バンク登録完了通知書（様式第4号）により当該申込者に通知するものとする。

（空家に係る登録事項の変更の届出）

第5条 前条第3項の規定による登録完了の通知を受けた者（以下「物件登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、紀の川市空家バンク登録事項変更届出書（様式第5号）により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（空家台帳の登録の抹消）

第6条 物件登録者は、空家バンクの登録の抹消を希望するときは、紀の川市空家バンク登録抹消届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空家台帳から当該空家に関する登録を抹消するとともに、紀の川市空家バンク登録抹消通知書（様式第7号）を当該物件登録者に通知するものとする。

(1) 前項の規定による届出があったとき。

(2) 当該空家に係る売買又は賃貸借契約締結の報告を受けたとき。

(3) 所有権その他の権利に異動があったとき。

(4) 当該空家にかかる土地、家屋等の固定資産税が滞納となっていることが判明したとき。

(5) 登録内容に虚偽があることが判明したとき。

(6) この要綱の規定に違反することが判明したとき。

(7) その他市長が空家台帳から抹消する必要があると認めたとき。

（利用希望登録の申込み等）

第7条 本市への定住等を目的として空家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、紀の川市空家バンク利用希望者登録申込書（様式第8号）に紀の川市空家バンク利用承諾書（様式第9号）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは、紀の川市空家バンク利用希望者台帳（様式第10号。以下「利用希望者台帳」という。）に登録し、紀の川市空家バンク利用登録完了通知書（様式第11号）により当該申込者に通知するものとする。

3 前項の規定により登録する期間は、5年とする。

（利用登録に係る登録事項の変更の届出）

第8条 前条第2項の規定による利用登録の通知を受けた利用希望者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、紀の川市空家バンク利用登録事項変更届出書（様式第12号）により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

ならない。

(利用希望者台帳の登録の抹消)

第9条 利用登録者は、利用希望者台帳の登録の抹消を希望するときは、紀の川市空家バンク利用登録抹消届出書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者台帳の登録を抹消するとともに、紀の川市空家バンク利用登録抹消通知書(様式第14号)により当該利用登録者に通知するものとする。

(1) 前項の規定による届出があったとき。

(2) 空家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(3) 申込内容に虚偽があったとき。

(4) 利用登録の日から5年を経過したとき。

(5) その他市長が適当でないと認めたとき。

(物件登録者と利用希望者の交渉等)

第10条 物件登録者と利用登録者の交渉並びに売買及び賃貸借契約は、当事者間の責任において行うものとし、市は直接これに関与しないものとする。

2 交渉並びに売買及び賃貸借契約に関する疑義、紛争等は、当事者間で解決するものとし、市は直接これに関与しないものとする。

(情報提供等)

第11条 市長は、登録された空家の情報を広報紙、ホームページ上で公開するとともに、必要に応じて、物件登録者及び利用登録者に対して、空家台帳及び利用希望者台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

(事務の委託)

第12条 市長は、空家バンク運営に係る事務の全部又は一部の処理を市長が適当と認める者に委託することができる。

(個人情報の取扱い)

第13条 市長は、この要綱により取得した個人情報を、紀の川市個人情報の保護に関する条例(平成27年紀の川市条例第32号)の規定に従って適正に管理しなければならない。

2 所有者等、利用登録者及び委託事業者は、空家バンクにおける個人情報の取扱いについて、次に定める事項に留意の上、適正に取扱うものとし、この登録が取消された後においても同様とする。

(1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために、取得、収集、作成及び利用しないこと。

(2) 個人情報を紛失することがないように適切に管理すること。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。